

参照資料	管理策	セキュアネットワーク基盤の運用			利用
		ルータのセキュリティ機能	ルータの製造・出荷に係る運用ルール	その他	
組織・体制	(1) 責任者の任命 機関の長は、情報セキュリティの確保する体制を確立するため、オンライン請求システムに従事する人員の情報セキュリティに関する役割と責任を定義し、責任者を任命すること				
	(2) 責任の所在 機関の長は、システムを適切に運用するため、医療機関、薬局、審査支払機関並びに保険者との責任の所在を明確にしておくこと				
	(3) 連絡体制 機関の長は、システム障害等における組織間の連絡を円滑に行うため、医療機関、薬局、審査支払機関並びに保険者との連絡体制を明確にし、遵守すること				
情報の分類と管理	(1) 情報の管理責任 機関の長は、オンライン請求システムで取り扱う情報について、管理責任を明確にするため、管理責任者を定めること				
	(2) 情報の分類 機関の長は、オンライン請求システムで取り扱う情報について、組織内で重要度の度合を共有するため、情報の分類を定めること				
	(3) 情報の分類に応じた管理方法 機関の長は、オンライン請求システムで取り扱う情報について、重要度の度合に応じた適切な取り扱いを行うため、情報の分類に応じた管理方法について定めること				
物理セキュリティ	(1) 医療機関及び薬局の送信機器の設置場所 ア 医療機関及び薬局の送信機器を設置する部屋は、施錠可能とすること				
	イ 医療機関及び薬局の送信機器を設置する部屋は、関係者の入退室を適切に管理すること				
	ウ 医療機関及び薬局の送信機器は、オンライン請求業務を専用に行う物理的区画に設置されることが望ましい				
	(2) 審査支払機関の送受信機器の設置場所 ア 審査支払機関の送受信機器は、オンライン請求業務を専用に行う部屋に設置すること				
	イ 審査支払機関の送受信機器を設置する部屋は、施錠可能とすること				
	ウ 審査支払機関の送受信機器を設置する部屋は、入退室管理が適切に行われること				
	エ 審査支払機関の送受信機器は、災害を防ぐ装置を適切に備えること				
	オ 審査支払機関の送受信機器は、施錠可能なラック、棚等の保管設備に収納すること				
	(3) 保険者の受信機器の設置場所 ア 保険者の受信機器を設置する部屋は、施錠可能とすること。				
	イ 保険者の受信機器を設置する部屋は、関係者の入退室を適切に管理すること				

参照資料	管理策	セキュアネットワーク基盤の運用			利用
		ルータのセキュリティ機能	ルータの製造・出荷に係る運用ルール	その他	
	ウ 保険者の受信機器は、オンライン請求業務を専用に行う物理的区画に設置されることが望ましい				
人的セキュリティ	(1) すべての人員の基本的な責務				
	ア オンライン請求業務に携わるすべての者は、レセプトの請求業務の遂行を目的として、オンライン請求システムを開発、運用及び利用すること				
	イ オンライン請求業務に携わるすべての者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も、同様である				
	ウ オンライン請求業務に携わるすべての者は、個人情報の漏洩及び改竄が生じた場合、並びにそれらが生じる恐れがある場合には、速やかに所属する機関の長に報告すること				
	(2) 機関の長の責務				
	ア 機関の長は、その機関におけるオンライン請求業務に関する最終的な責任を有し、従事する人員が適正に業務を実施するよう監督すること				
	イ 機関の長は、システム及び業務に従事する人員に対して、情報セキュリティに関する啓発及び教育を実施すること				
	ウ 機関の長は、個人情報の漏洩及び改竄が生じたとの報告、並びにそれらが生じる恐れがあるとの報告を受けた場合には、速やかに対処すること				
技術的セキュリティ	(1) レセプトデータの機密性の確保				
	システムは、レセプトデータを正当な権限を有さない者から適切に保護する機能を有すること				
	(2) 伝送相手の正当性の確保				
	システムは、医療機関、薬局、審査支払機関並びに保険者が正当な相手であることを相互に認証する機能を有すること				
	(3) 伝送事実の正当性の確保				
	システムは、医療機関、薬局、審査支払機関並びに保険者が、レセプトデータの送受信に関する事実を確認できる機能を有すること				
	(4) システムの機密性の確保				
	ア システムは、システムの利用及び運用を行う正当な権限者であることを確認する機能を有すること				
	イ システムは、システムの稼働に必要なプログラム、システム設定及びログ等を、正当な権限を有さない者から適切に保護する機能を有すること				
	ウ システムは、ネットワークの利用に際して、許可されていない者による不正アクセス <sup>13</sup> を防止する機能を有すること				
(5) 伝送経路の機密性の確保					

参照資料	管理策	セキュアネットワーク基盤の運用			利用
		ルータのセキュリティ機能	ルータの製造・出荷に係る運用ルール	その他	
	システムは、医療機関、薬局、審査支払機関並びに保険者を接続するネットワーク回線において、許可されていない者による盗聴及び漏洩に対する機密性を確保する機能を有すること				
	(6) 伝送の完全性の確保				
	システムは、ネットワーク回線の切断、ネットワーク機器の故障等の不測の事態にでも対処できる機能を有すること				
	(7) 他システムと接続する場合の要求事項				
	システムは、オンライン請求業務専用の環境で利用及び運用すること。複合的活用や費用軽減などの事由により、他システムとネットワーク接続する場合は、他システムからの悪影響を遮断する機能を備えること				
6 運用	(1) 開発規程				
	審査支払機関は、オンライン請求システムの開発におけるセキュリティの方針や対策等について明文化し、遵守すること				
	(2) 管理運用規程				
	審査支払機関は、オンライン請求システムの管理運用におけるセキュリティについて明文化し、遵守すること				
	(3) 開発及び試験環境と運用環境の分離				
	オンライン請求システムの開発及び試験環境は、運用環境から分離すること				
7 規程遵守	(1) セキュリティポリシー				
	ア 医療機関、薬局、審査支払機関並びに保険者は、前記1～6において規定した事項を実行するためのオンライン請求システムに関わるセキュリティポリシーを策定し、運用すること				
	イ 審査支払機関は、オンライン請求システムの安全な運用を図るため、利用規約を定めることができるとし、医療機関及び薬局並びに保険者は、その利用規約を遵守すること				
8 規程に対する違反への対応	機関の長は、自らの機関で規定した内容に対する違反があった場合の対処について明確にし、厳正に対応すること				
9 評価・見直し	(1) 監査証跡の保管				
	審査支払機関は、オンライン請求システムの監査に必要な情報や記録を保管すること				
	(2) 監査の実施				

参照資料	管理策	セキュアネットワーク基盤の運用			利用
		ルータのセキュリティ機能	ルータの製造・出荷に係る運用ルール	その他	
	<p>審査支払機関は、システム及び業務に従事する人員とは独立した監査人を任命して監査に関する規程を策定し、オンライン請求についてシステム、文書及び業務が適切であるか定期的に監査を行うこと                      監査においては、少なくとも以下について確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム機能面                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 正しく機能が実装されているか</li> <li>- 正しく設定が行われているか</li> <li>- 実装された機能が陳腐化していないか</li> </ul> </li> <li>・システム運用面                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 整備すべき文書があるか</li> <li>- 定められた規程が遵守されているか</li> <li>- 不正アクセスの傾向の有無と対処が適切であったか</li> <li>- 定められた規程が現実的であるか</li> </ul> </li> </ul>				
	(3) 監査結果に基づく措置				
	審査支払機関における機関の長は、監査人より監査結果の報告を受け、指摘事項に対する是正措置を講じること				